

資料 2 - 4	H19.3.30
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

## 請求処理等の変更点（施設・日中活動系事業者用）について

### 1 平成19年4月以降の介護給付費等の請求事務

#### (1) 障害福祉サービス

- ・国資料「平成19年4月以降の介護給付費等の請求事務について(案)」
- ・様式 障害福祉サービス

特別対策事業の激変緩和加算の計算方法については、後日千葉県障害者自立支援課のホームページ上に掲載しますので、ご確認ください。

#### (2) 地域生活支援給付

- ・様式 地域生活支援給付
- ・記載例 地域生活支援給付追加給付

### 2 契約内容報告書

平成19年4月の支給量の見直しに伴い、多くの利用者について契約量の変更が予想されます。千葉県におきましては、従来どおり契約量の変更がなければ、契約内容報告書の提出の必要はありません。契約量の変更がある場合は、契約の変更での契約内容報告書の提出が必要です。また、利用者との契約が終了した場合も契約内容報告書が必要です。

### 3 利用者負担上限額管理

障害福祉サービスの利用者負担上限額管理については、平成19年4月の国の利用者負担額の激変緩和措置及び千葉市の支給量の見直しに伴い、受給者証(六)ページ利用者負担上限額管理対象者該当の有無に「該当」若しくは「有」の印があれば、新たに利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を提出していただくこととなります。平成18年10月以降に引き続いて、管理事業所となる場合も新たに提出をしてください。(平成19年4月以降、届出書の提出がない場合、報酬額のお支払いが出来ませんのでご注意ください。また、3月までの受給者証に「該当」若しくは「有」の印があって、4月以降になくなった場合、届出書の提出の必要はありません。)利用者負担額の激変緩和により、利用者負担上限額が下がる場合が多くありますので、利用者負担額の上限額管理がなされなければ、他事業者に多大な影響が出ますので、必ず確認をお願いします。

なお、地域生活支援事業の利用者負担額上限管理については、平成19年4月以降も当分の間千葉市で行います。